## 地 方 創 生 及 び 消 費 者 問 題 に 関 す る 特 別 委 員 会

地 域 再 生 法  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す る 法 律 案 第 百 九 + 八 口 玉 会 閣 法 第 兀 八 号 衆 議 院 送 付 要 旨

本 法 律 案 は 地 域  $\mathcal{O}$ 活 力  $\mathcal{O}$ 再 生 を 総 合 的 カン 0 効 果 的 に 推 進 す る た  $\otimes$ 認 定 地 域 再 生 計 画 に 基 づ < 事 業 に 対

す る 特 別  $\mathcal{O}$ 措 置 と L て、 地 域 住 宅 寸 地 再 生 事 業 に 対 す る 建 築 基 準 法 等  $\mathcal{O}$ 特 例 及 び 民 間 資 金 等 活 用 公 共 施 設 等

整 備 事 業 に 対 す る 株 式 会 社 民 間 資 金 等 活 用 事 業 推 進 機 構  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 特 例 を 追 加 す る 筡  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 U ょ うと す

る

ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ŋ そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ لح お ŋ で あ る。

地 域 住 宅 寸 地 再 生 事 業  $\mathcal{O}$ 創 設

1 地 域 再 生 計 画 に 記 載 す る ۲ لح が で き る 事 項 に 地 域 住 宅 寸 地 再 生 区 域 自 然 的 経 済 的 社 会 的 条 件 カゝ 5

4 7 体 的 な 日 常 生 活 巻 を 構 成 L 7 1 る لح 認  $\Diamond$ 5 れ る、 住 宅  $\mathcal{O}$ 需 要 に 応 ず る た  $\Diamond$ 体 的 に 開 発 さ れ た 相

当 数  $\mathcal{O}$ 住 宅  $\mathcal{O}$ 存 す る 寸  $\mathcal{O}$ 土 地 及 び そ  $\mathcal{O}$ 周 辺  $\mathcal{O}$ 区 域 で あ 0 て 当 該 区 域 12 お け る 人 П  $\mathcal{O}$ 減 少 又 は 少 子 高

齢 化  $\mathcal{O}$ 進 展 に 対 応 L た 都 市 機 能  $\mathcal{O}$ 維 持 又 は 増 進 及 び 良 好 な 居 住 環 境  $\mathcal{O}$ 確 保 を 义 るこ と が 適 当 لح 認 8 5 れ

て、

る

区

域

を

1

う

に

お

1

て

当

該

区

域

 $\mathcal{O}$ 

住

民

 $\mathcal{O}$ 

共

同

 $\mathcal{O}$ 

福

祉

又

は

利

便

 $\mathcal{O}$ 

向

上

を

义

る

た

 $\otimes$ 

に

行

う

事

業

で

あ

0

地 域 に お け る 就 業  $\mathcal{O}$ 機 会  $\mathcal{O}$ 創 出 又 は 生 活 環 境  $\mathcal{O}$ 整 備 に 資 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 〇 以 下 地 域 住 宅 寸 地 再 生 事 業

という。)に関するものを追加する。

2 認 定 地 域 再 生 計 画 に 基 づ < 事 業 12 対 す る 特 別  $\mathcal{O}$ 措 置 と L て、 地 域 住 宅 寸 地 再 生 事 業 12 対 す る 建 築 物  $\mathcal{O}$ 

建 築 等  $\mathcal{O}$ 許 可 介 護 保 険  $\mathcal{O}$ 事 業 者  $\mathcal{O}$ 指 定 及 び 道 路 運 送 事 業  $\mathcal{O}$ 許 可 等  $\mathcal{O}$ 手 続  $\mathcal{O}$ 特 例 筡 を 追 加 す る。

既 存 住 宅 活 用 農 村 地 域 等 移 住 促 進 事 業  $\mathcal{O}$ 創 設

1 地 域 再 生 計 画 に 記 載 す る こ と が で き る 事 項 に、 農 村 地 域 等 移 住 促 進 区 域 人 П  $\mathcal{O}$ 減 少 12 ょ り、 そ  $\mathcal{O}$ 活

力  $\mathcal{O}$ 維 持 に 支 障 を 生 U 又 は 生 ず る お そ れ が あ る لح 認 8 5 れ る 農 村 地 域 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 農 地 等 を 含 む 定  $\mathcal{O}$ X

域 で あ 0 て、 当 該 区 域 に 移 住 す る 者 を 増 加 さ せ る لح に ょ り そ  $\mathcal{O}$ 活 力  $\mathcal{O}$ 向 上 を 义 る لح が 必 要 لح 認  $\Diamond$ 5

れ る 区 域 を 11 う に お 1 て、 当 該 農 村 地 域 等 移 住 促 進 区 域 に 移 住 す る 者 に 対 L て 当 該 農 村 地 域 等 移 住

促 進 区 域 内 に お け る 既 存 住 宅  $\mathcal{O}$ 取 得 等 及 び 農 地 等 に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 権 利  $\mathcal{O}$ 取 得 を 支 援 す るこ لح に ょ ŋ 当 該 農 村

地 域 等 移 住 促 淮 区 域 ^  $\mathcal{O}$ 移 住  $\mathcal{O}$ 促 進 を 义 る た 8 12 行 う 事 業 で あ 0 7 地 域 に お け る 就 業  $\mathcal{O}$ 機 숲  $\mathcal{O}$ 創 出 又

は 経 済 基 盤  $\mathcal{O}$ 強 化 に 資 す る t  $\mathcal{O}$ 以 下 既 存 住 宅 活 用 農 村 地 域 箬 移 住 促 進 事 業 لح 1 う。 12 関 す る

のを追加する。

2

認 定 地 域 再 生 計 画 に 基 づ < 事 業 に 対 す る 特 別  $\mathcal{O}$ 措 置 とし て、 既 存 住 宅 活 用 農 村 地 域 等 移 住 促 進 事 業 に

対 す る 都 市 計 画 法 等 に ょ る 処 分 12 0 1 て  $\mathcal{O}$ 配 慮 及 び 農 地 等  $\mathcal{O}$ 権 利 移 動  $\mathcal{O}$ 許 可  $\mathcal{O}$ 手 続  $\mathcal{O}$ 特 例 を 追 加 す る。

 $\equiv$ 民 間 資 金 等 活 用 公 共 施 設 等 整 備 事 業  $\mathcal{O}$ 創 設

1 地 域 再 生 計 画 に 記 載 す ること が で き る 事 項 に、 地 方 公 共 寸 体 が 所 有 し、 又 は 管 理 す る 土 地 又 は 施 設  $\mathcal{O}$ 

有 効 活 用 を 义 る 事 業 で あ 0 て、 民 間  $\mathcal{O}$ 資 金 経 営 能 力 及 び 技 術 的 能 力 を 活 用 す ることに ょ り 効 率 的 か 0

効 果 的 に 実 施 さ れ る t  $\mathcal{O}$ 公 共 施 設 等  $\mathcal{O}$ 整 備 筡 当 該 地 方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 長 が 管 理 者 لح な る 公 共 施 設 等 に 係

る t  $\mathcal{O}$ に 限 る を 伴 う b  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ う ち、 地 域 に お け る 就 業  $\mathcal{O}$ 機 会  $\mathcal{O}$ 創 出 経 済 基 盤  $\mathcal{O}$ 強 化 又 は

生 活 環 境  $\mathcal{O}$ 整 備 に 資 す る Ł  $\mathcal{O}$ 以 下 民 間 資 金 等 活 用 公 共 施 設 等 整 備 事 業 と 1 う。 に 関 す る Ł  $\mathcal{O}$ を

追加する。

2 認 定 地 域 再 生 計 画 に 基 づ < 事 業 に 対 す る 特 別  $\mathcal{O}$ 措 置 لح L て、 民 間 資 金 等 活 用 公 共 施 設 等 整 備 事 業 に 対

す る 株 式 会 社 民 間 資 金 等 活 用 事 業 推 進 機 構  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 特 例 を 追 加 す る。

四、施行期日等

1 ک  $\mathcal{O}$ 法 律 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 起 算 L て \_\_ 月 を 超 え な 1 範 囲 内 に お 1 て 政 令 で 定  $\Diamond$ る 日 か 5 施 行 す る。

2 政 府 は ۲  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 後 五. 年 以 内 に 認 定 地 域 再 生 計 画 に 基 づ < 事 業 に 対 す る 特 別  $\mathcal{O}$ 措 置  $\mathcal{O}$ 適 用

 $\mathcal{O}$ 

状況その他のこの法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、 その結果に基づい

て必要な措置を講ずるものとする。